

ケアラーを支援するための協働に関する協定書を締結します
～SDGs「誰一人取り残さない」共通理念の実践～

埼玉県信用金庫（本店：熊谷市 理事長：池田 啓一）は、**埼玉県**（知事：大野 元裕）、**さいしん福祉財団**（理事長：橋本 義昭）、**埼玉県社会福祉協議会**（会長：山口 宏樹）と、**県内で初めて**ケアラーを支援するための協働に関する連携協定を締結いたします。これに伴い、締結式を7月11日に実施いたしますので、お知らせいたします。

本協定は、当金庫と埼玉県、さいしん福祉財団、埼玉県社会福祉協議会が相互に連携および協力を行い、ケアラー支援を通じSDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会を実現することを目的としております。

締結式の概要

日時	2022年7月11日（月）13：30～		
場所	埼玉県庁 本庁舎2階庁議室		
出席者 （予定）	埼玉県 知事	大野 元裕 様	
	埼玉県社会福祉協議会 会長	山口 宏樹 様	
	埼玉県信用金庫 理事長	池田 啓一	
	さいしん福祉財団 理事長	橋本 義昭	



連携および協力の概要

- （1）ケアラー・ヤングケアラーに対する関心と理解を深める**啓発活動**の実施
- （2）ヤングケアラーの支援のため、さいしんSDGs私募債などを通じた「**こども食堂・未来応援基金**」への寄附 等

今後の活動予定

- 2022年7月11日 「こども食堂・未来応援基金」の支援のため、「さいしんSDGs私募債」の寄附先に追加
- 2022年7月14、15日 ケアラー・ヤングケアラーに関する啓発活動の担い手となるべく、当金庫職員の継続的な育成のため、埼玉県福祉部地域包括ケア課のご担当者を招き**研修会**を実施
- 2022年11月 埼玉県の「**ケアラー月間**」期間中、県作成の**啓発動画**を当金庫店舗のデジタルサイネージにて**放映**

関連するSDGs

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 4.質の高い教育をみんなに
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 11.住み続けられるまちづくりを



*次ページに当金庫のこれまでのケアラー・ヤングケアラー支援の取組みが続きます

当金庫のケアラー・ヤングケアラー支援

ケアラー支援宣言

埼玉県は、2020年3月に介護者の負担増、孤立に対する支援を行うため、**全国初のケアラー支援条例**を制定しました。県や支援団体などが相互に連携を図り、ケアラー・ヤングケアラーが孤立しないよう社会全体で支えていくことを基本理念としています。

2021年11月にはケアラー・ヤングケアラーを社会全体で支える機運の醸成や幅広く連携を図ることを目的として、県が企業や団体の「**ケアラー支援宣言**」の募集を開始しました。**当金庫はこの主旨に賛同し、2022年2月に宣言を行いました。**

* 埼玉県のホームページに掲載されております

⇒ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/carer-sengen.html>



職員向け啓発活動

2022年2月14日には、当金庫がケアラー・ヤングケアラー支援を宣言する企業として、当金庫職員の啓発およびリテラシー向上のため、**埼玉県福祉部地域包括ケア課のご担当者を招き Web 講義を実施**いたしました。講義には各営業店やローンセンター職員が参加し、ケアラー・ヤングケアラーに対する理解を深めるきっかけとなりました。



Web 講義の様子

広報・啓発活動

ケアラー・ヤングケアラー支援のリーフレットなどを各営業店・ローンセンターに据え置き、**広報・啓発活動**を行っております。

知られていません 「ケアラー」のこと

ケアラーは特別な存在ではなく、誰もがなりうる身近なことです。誰にも相談できず、孤立しているケアラーがいるかもしれません。

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、介護や介護、療養、日常生活上のサポートなどを行うことです。高齢者が住み慣れた家で安心して暮らすために必要で、専業主婦や専業主夫、子育て世代、障害者、高齢者など、さまざまな人々がケアラーとして活躍しています。

ケアラーは、ケアを受けている身近な人の健康、生活の質を向上させるために、食事、洗濯、掃除、買い物、送迎、通院などのサポートを行います。中には、介護や療養の専門知識が必要な人もいます。

ケアラーは、ケアを受けている身近な人の健康、生活の質を向上させるために、食事、洗濯、掃除、買い物、送迎、通院などのサポートを行います。中には、介護や療養の専門知識が必要な人もいます。

ケアラーは、ケアを受けている身近な人の健康、生活の質を向上させるために、食事、洗濯、掃除、買い物、送迎、通院などのサポートを行います。中には、介護や療養の専門知識が必要な人もいます。

ケアをしている子どもたちがいます

「ヤングケアラー」を知っていますか？

ヤングケアラーとは、家族など身近な人に対して、介護や介護、療養、日常生活上のサポートなどを行う18歳未満の青少年です。

ヤングケアラーは、家族など身近な人に対して、介護や介護、療養、日常生活上のサポートなどを行う18歳未満の青少年です。

ヤングケアラーは、家族など身近な人に対して、介護や介護、療養、日常生活上のサポートなどを行う18歳未満の青少年です。

誰にも相談できず、孤立しているヤングケアラーがいるかもしれません

ヤングケアラーとは、家族など身近な人に対して、介護や介護、療養、日常生活上のサポートなどを行う18歳未満の青少年です。

ヤングケアラーは、家族など身近な人に対して、介護や介護、療養、日常生活上のサポートなどを行う18歳未満の青少年です。

ヤングケアラーは、家族など身近な人に対して、介護や介護、療養、日常生活上のサポートなどを行う18歳未満の青少年です。

本件のお問合せ

埼玉縣信用金庫 営業推進部：鳥羽 総合企画部：吉田
電話：048-526-1111 URL：<http://www.saishin.co.jp>